

答申第4号

平30情個審第11号
平成30年9月20日

秋田市長 穂積 志 様

秋田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 柴 田 一 宏

公文書部分開示決定処分に関する諮問について（答申）

平成30年2月7日付け平29企特第8号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

1 当審査会の結論

秋田市長（以下「実施機関」という。）が、平成29年12月12日付け平29企第3782号により、審査請求人の「秋田和洋女子高等学校の建物移転補償に関するすべての文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対して「補償費算定の価格要因のうち、法人の所有する財産の種類および数量並びに損失補償に係る金額、建物の単価および建物の推定再建築費、再築補償率、諸経費率および計画建物図面」（以下「補償費算定の価格要因等」という。）、「法人が所有する財産を示す図面」（以下「財産図面」という。）および「法人が所有する建物平面図面、仕上表、建具図、建具表」（以下「平面図面等」という。）に係る情報を不開示と決定した部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至るまでの経緯

(1) 公文書の開示請求

審査請求人は、平成29年11月28日付けで秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し本件請求文書について公文書の開示請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、当該開示請求に対し、対象となる公文書を「県・市連携文化施設整備に伴う建物等移転補償事前調査業務委託および建物等調査積算業務委託に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）と特定するとともに、本件対象文書中の「個人の氏名、生年月日、住所、各種資格登録番号」（以下「個

人の氏名等」という。)に係る情報は、条例第7条第2号に該当し、「補償費算定の価格要因等」および「財産図面」に係る情報は、条例第7条第3号および第6号に該当し、「平面図面等」に係る情報は、条例第7条第4号に該当するとして、それぞれを不開示とすることを決定し、平成29年12月12日付け平29企第3782号で審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

審査請求人は、この決定のうち、「補償費算定の価格要因等」、「財産図面」および「平面図面等」が開示されなかったことを不服として、平成29年12月27日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨と理由

審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消し、開示するとの裁決を求める。」というものである。その理由は、審査請求人の審査請求書および反論書を総合するとおおむね次のとおりである。

- (1) 補償費算定の価格要因等を公開することが、なぜ事業の適正な遂行に支障が生じるのか不明である。新校舎の規模など、補償額算定の価格等が明らかにならないければ、当該建物移転補償費が適正か判断することができない。
- (2) 秋田市は中間報告書の概算額を用いて秋田和洋女子高等学校側と交渉し、契約を結んでいたことは、平成29年11月市議会定例会等で明らかになっていることである。実施機関は、未だ交渉は行っておらず、開示することにより本市の信用の失墜につながると主張しているが、弁明の根拠が失われている。
- (3) 建物平面図等も不開示だが、その理由も理解不能である。
- (4) 地元紙では補償費の概算額や内訳が掲載されていたが、審査請求人には開示されていない。
- (5) 条例の原則公開の精神で、秋田市民の知る権利を保障するためにも、本件対象文書すべての公開を決定していただきたい（「個人の氏名等」に係る情報を不開示と決定したことについては争点としないことを、当審査会事務局が確認している。）。担当課内等では開示しない合理的な理由を十分に議論せず、当局側の視点で不開示と判断したものであると思わざるを得ない。

4 実施機関の主張の趣旨と理由

実施機関の主張の趣旨は、「本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。」というものである。その理由は、弁明書および口頭による意見陳述等を総合するとおおむね次のとおりである。

(1) 本移転補償事業について

秋田県と秋田市が新たな文化施設を協働で整備するに当たり、その建設場所である現県民会館敷地および隣接する秋田和洋女子高等学校の敷地について、

県民会館敷地は秋田県が所有しているが、個人から借用している同校の校舎敷地は、校舎移転後に県・市が取得することとしており、同校に対しては建物移転補償を行うこととなったものである。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、本事業が大規模な補償となることから、移転方法や補償の範囲などについて事前に補償方針の基本的な考え方を整理し、関係者との合意形成を円滑に進めるために行った「建物等移転補償事前調査業務委託」および秋田和洋女子高等学校校舎移転補償に係る調査や補償金額を算定するための「建物等調査積算業務委託」に関する文書である。

(3) 条例第7条第4号の該当性について

本件対象文書のうち、「平面図面等」に係る情報を不開示とした理由は、建物の外壁面に設置している窓の詳細な位置、ガラスの仕様および錠の種類等を示す平面図を公にすると、建物の構造等が明らかにされ、犯罪につながるおそれがあり、犯罪予防のため不開示としたものである。特に女子高校という観点から、外部からの不法な建物侵入に利する可能性がある情報を公にすることは適切ではない。よって、犯罪の予防等公共の安全に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報と規定する条例第7条第4号に該当するものである。

(4) 条例第7条第6号の該当性について

本件対象文書のうち、「補償費算定の価格要因等」および「財産図面」に係る情報を不開示とした理由は、秋田和洋女子高等学校に係る移転補償契約を締結していない状況で、補償概算額や法人が所有する財産の情報を含む補償額算定の価格要因等を第三者に開示することは、本市の信用失墜につながり、本事業の契約締結に至らないことが懸念されるとともに、本市が交渉で知り得た法人の内部情報を補償契約締結前に外部へ公開する前例ができれば、今後市が行う同種の事務においても、被補償者との信頼関係の構築が困難となり支障が生じ得る。よって、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報を不開示情報と規定する条例第7条第6号に該当するものである。

なお、補償費算定に用いた単価には、東北地区用地対策連絡会が作成している補償金算定標準書を用いた単価も含まれており、算定を行う目的外の使用が禁止されているため、公開できないものである。

(5) 条例第7条第3号の該当性について

「補償費算定の価格要因等」に含まれる補償費算定のための計画建物図面および「財産図面」に係る情報については条例第7条第6号に該当するほか、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報でもあるため条例第7条第3号にも該当するものである。

5 当審査会の判断

当審査会は、実施機関および審査請求人の主張を踏まえて、審査請求人が不服

とした不開示部分について審議した結果、次のように判断する。

(1) 本件対象文書における審査請求の対象となった情報について

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第8号）第5条第1項に基づき、本件対象文書の直接見分を行ったところ、「建物等移転補償事前調査業務委託」に係る文書は、事前調査業務の委託を受けた業者による報告書、打合せ協議記録および当該業務に係る委託契約書などが綴られている文書であり、「建物等調査積算業務委託」に係る文書は、積算業務の委託を受けた業者による中間概算報告書、打合せ協議記録および当該業務に係る委託契約書などが綴られている文書である。

また、審査請求人は、実施機関が不開示とした情報のうち、打合せ協議記録や契約書に記載されている業者従業員に係る「個人の氏名等」以外の部分について開示を求めているものである。

(2) 公文書の開示義務について

条例第1条は、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を保障することにより、市政運営の公開性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深めるとともに、市政への市民参加を一層促進し、もって公正で開かれた市政の発展に資することが、この条例の目的であることを明らかにした規定である。この理念からすれば、実施機関は、原則として開示請求者の求めに応じ、公文書を開示する義務があるものと解される。

審査請求人は、実施機関が不開示とした情報が明らかにならなければ、市が行う本移転補償事務が適正に行われているか判断できない旨主張している。確かに一般の区画整理事業に係る移転補償等に比べると、本移転補償は大規模となることから、市民の多額の税金が使われることとなり、その用途などについて知ることは、市民の知る権利を尊重することや、市政運営の公開性の向上を図る旨規定する条例第1条の目的規定に適うことである。

一方で条例第7条本文は、公文書に不開示情報が記録されている場合を除いて、公文書の開示を実施機関に義務付けることを規定している。同条各号では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として規定しており、以下からは、実施機関が不開示とした情報が、同条に定める不開示情報に該当するか判断する。

(3) 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」を不開示情報とし、同不開示情報の例としては、捜査機関の調査情報、公の施設の警備委託情報、要人のスケジュール情報等が挙げられる。

実施機関が不開示とした「平面図面等」に係る情報には、秋田和洋女子高等学校の既存建物に係る出入口や外窓の位置図、それらの材質、形状および仕様、ならびに錠の種類等の情報が含まれている。

実施機関は、これらの情報を公にすることは、建物の構造等が明らかとなり、不法侵入などの犯罪につながるおそれがある旨主張している。国内において学校等への不法侵入から痛ましい事件が発生している事実や、一般的に学校は不特定多数の者が出入りする建物ではないこと、更に本件に係る学校は女子高校であること等も考慮すれば、実施機関の主張には特段不合理な点は認められない。

よって、外部からの不法な建物侵入に資する情報を公にすることは適切ではなく、「平面図面等」に係る情報は、生徒の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号に該当するものと判断する。

(4) 条例第7条第6号の該当性について

ア 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」と規定している。また、用地買収、損害賠償、又は損失補償等の交渉事務のように、市の機関において反復される事務にあつては、ある特定の事務に関する情報を開示することで、将来の同種の事務の適正な遂行に支障が生じる場合も、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とされている。

イ 「補償費算定の価格要因等」および「財産図面」に係る情報について

実施機関が同規定に基づき不開示とした「補償費算定の価格要因等」および「財産図面」に係る情報には、法人の所有する財産の種類および数量、損失補償に係る金額、建物の単価、建物の推定再建築費、再築補償率、諸経費率および計画建物図面ならびに法人が所有する財産を示す図面が含まれている。

実施機関は、前述のとおり、本移転補償の契約前の段階で被補償者ではない第三者にこれらの情報を開示することは、被補償者との信頼関係を損ね、本移転補償の契約が締結に至らないばかりか、今後の同種の補償事務に対しても影響があるとしている。

これらの情報には、通常は公にされておらず、被補償者との協力関係により知り得た内部情報も含まれている。実施機関の主張のとおり、市が当該契約を締結する前に補償費の金額、その算定の元となる情報および法人の財産情報等を開示することは、実施機関と被補償者との信頼関係および協力関係に影響を及ぼし、信用の失墜につながりかねない行為である。また、今後の同種の事務においても、このような前例により被補償者との信頼関係の構築が困難となり、情報の開示をおそれて補償額を適正に算定するために必要な

情報を提供しない又は補償自体に応じないなど、被補償者の協力を前提とする補償事務が成り立たなくなることは、否定できない。

ウ 東北地区用地対策連絡会の補償金算定標準書単価について

損失補償に係る金額には、一般に公開されていない東北地区用地対策連絡会の補償金算定標準書単価が含まれている。これは、損失補償額の算定に必要な算定方法や単価を定め、公平で円滑な補償を行うため、国土交通省東北地方整備局が事務局を務める東北地区用地対策連絡会が作成しているものである。同標準書を部外者に公開することで、算定方法の誤解等によって補償交渉が困難となった事例があるとの理由から、自治体が同標準書を使用する際は、目的外使用を禁止されている状況にある。

エ まとめ

よって、「補償費算定の価格要因等」および「財産図面」に係る情報は、条例第7条第6号に該当するものと判断する。

(5) 条例第7条第3号の該当性について

実施機関は、「計画建物図面」および「財産図面」に係る情報は、同条第3号にも該当するものとしているが、当該情報は、第6号に該当して不開示となるものと判断するため、第3号の該当性については検討しない。

(6) 結論

以上のことから、「1 当審査会の結論」のとおり判断する。

6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
平成30年 2月 7日	実施機関から諮問書を受付
平成30年 2月27日	審議
平成30年 3月28日	審議、実施機関から意見聴取
平成30年 4月23日	審議
平成30年 7月31日	審議
平成30年 8月28日	審議
平成30年 9月20日	審議、答申

(審議委員)

柴田一宏会長、天野博子委員、上田晴彦委員、櫻庭清委員、中澤俊輔委員、藤盛節子委員